

議案第 110 号

公有水面埋立てに関する意見について

茨城港常陸那珂港区港湾区域内公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、茨城港港湾管理者 茨城県 代表者 茨城県知事 大井川 和彦から意見を求められたので、下記のとおり意見を述べたく、同条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

記

令和元年 7 月 23 日付け港諮問第 1 号をもって意見を求められた茨城県知事 大井川 和彦の出願に係るひたちなか市大字長砂字渚 163 番 82、163 番 77 及び 163 番 73 の地先公有水面埋立てについては、異存がない。

令和元年 8 月 29 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

公 有 水 面 埋 立 て 概 要

1 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 出願人

所在地 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

名 称 茨城県

(2) 代表者

住 所 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

氏 名 茨城県知事 大井川 和彦

2 埋立区域

(1) 位 置

ひたちなか市大字長砂字渚 1 6 3 番 8 2 , 1 6 3 番 7 7 及び 1 6 3 番 7 3 の
地先公有水面

(2) 面 積

1 9 8 , 2 7 1 . 7 2 平方メートル

3 埋立地の用途

保管施設用地, 製造業用地, 道路用地

4 埋立てに関する工事の施行に要する期間

埋立てに関する工事に着手した日から 1 2 年 6 月